

茨城県報 第7083号

昭和57年10月14日

木 曜 日

目 次

告 示

	ページ
●保安林指定の解除予定 (林業課)	1
●新規土地改良事業の審査 (7件) (農地管理課)	2
●新規土地改良事業の認可 (")	4
●土地改良事業の工事完了 (")	4
●利根川水系一級河川清明川における河川予定地の指定 (河川課)	4
●土地区画整理法に基づく換地処分 (都市計画課)	5
●土地区画整理組合の事業計画の変更認可 (2件) (")	5
●都市計画道路の変更 (")	6
●都市計画事業の変更認可 (2件) (下水道課)	7
●道路の供用開始 (道路維持課)	8
●土地改良区役員の就退任 (土地改良事務所)	9

公 告

●県営土地改良事業計画 (2件) (農地管理課)	9
●県営土地改良事業計画の変更 (")	10
●都市計画の図書の縦覧 (都市計画課)	10
●開発行為の工事完了 (2件) (建築指導課)	11
●建築許可に関する聴聞 (2件) (")	11
●道路位置の指定 (")	12

告 示

茨城県告示第1379号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法 (昭和26年法律第 249 号) 第30条の規定により告示する。

昭和57年10月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 解除を予定している保安林の所在場所
鹿島郡波崎村字浜道6718の11
- 2 指定された目的 飛砂の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

茨城県告示第1380号

小谷沼土地改良区が行おうとする小谷沼第1地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和57年10月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

小谷沼土地改良区定款の写し

小谷沼第1地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和57年10月16日から昭和57年11月4日まで

3 縦覧の場所 水海道市役所

茨城県告示第1381号

里美村長佐川治平から昭和57年7月26日付けで認可申請のあつた河原野地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和57年10月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

河原野地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和57年10月16日から昭和57年11月4日まで

3 縦覧の場所 里美村役場

茨城県告示第1382号

里美村長佐川治平から昭和57年7月26日付けで認可申請のあつた細田西地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和57年10月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

細田西地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和57年10月16日から昭和57年11月4日まで

3 縦覧の場所 里美村役場

茨城県告示第1383号

緒川村長長山広夫から昭和57年8月9日付けで認可申請のあつた小玉地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和57年10月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

小玉地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和57年10月16日から昭和57年11月4日まで

3 縦覧の場所 緒川村役場

茨城県告示第1384号

緒川村長長山広夫から昭和57年8月9日付けで認可申請のあつた寺下地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和57年10月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

寺下地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和57年10月16日から昭和57年11月4日まで

3 縦覧の場所 緒川村役場

茨城県告示第1385号

出島村長坂本重道から昭和57年8月18日付けで認可申請のあつた下軽部地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和57年10月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

下軽部地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和57年10月16日から昭和57年11月4日まで

3 縦覧の場所 出島村役場

茨城県告示第1386号

出島村長坂本重道から昭和57年8月18日付けで認可申請のあつた北ノ坊地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和57年10月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

北ノ坊地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和57年10月16日から昭和57年11月4日まで

3 縦覧の場所 出島村役場

茨城県告示第1387号

昭和57年4月23日付けで小谷沼土地改良区から申請のあつた小谷沼南部地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和57年10月7日認可したので、同法第48条第9項の規定により公示する。

昭和57年10月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1388号

昭和54年8月22日付けで計画の確定のあつた県営椏山地区土地改良事業については、昭和56年12月7日に工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づき公告する。

昭和57年10月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1389号

河川法（昭和39年法律第167号）第56条第1項の規定により利根川水系一級河川清明川について、次の区域を河川予定地に指定する。

その関係図書は、茨城県土木部河川課及び茨城県竜ヶ崎土木事務所において縦覧に供する。

昭和57年10月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 利根川水系一級河川清明川河川予定地

(1) 起点及び終点

起点 稲敷郡阿見町大字阿見字京田5683番1地先

終点 同郡 同町 同大字 字海老田3699番305地先

(2) 平面図（図面省略）

清明川改修事業計画平面図（阿見調節池に関する平面図）中茶色で着色された部分に該当する土地の区域のうち河川法第6条第1項第1号，第2号及び第3号の区域以外の土地の区域

茨城県告示第1390号

勝田市施行の水戸・勝田都市計画勝田土地区画整理事業（第5工区）については，換地処分があったので土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定により告示する。

昭和57年10月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1391号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により滑川浜土地区画整理組合の事業計画の変更については，次のとおり認可した。

昭和57年10月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 組 合 の 名 称 滑川浜土地区画整理組合
- 2 事 業 施 行 期 間 昭和52年6月30日から昭和58年3月31日まで
- 3 施 行 地 区 日立市滑川町字オボ内，清水，下所沢，中所沢の一部
- 4 事 務 所 の 所 在 地 日立市助川町1丁目1番1号
日立市役所内
- 5 設 立 認 可 の 年 月 日
昭和52年6月30日
- 6 変 更 の 主 な 内 容 施行地区区域の変更，公園の位置の変更
- 7 変 更 認 可 の 年 月 日
昭和57年10月14日

茨城県告示第1392号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により和銅土地区画整理組合の事業計画の変更については，次のとおり認可した。

昭和57年10月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 組 合 の 名 称 和銅土地区画整理組合
- 2 事 業 施 行 期 間 昭和52年3月24日から昭和58年3月3日まで
- 3 施 行 地 区 東茨城郡大洗町磯浜町字和銅，字白畑，字新町，字小橋内，字池尻，字矢

ノ内，字榎下，字根本，字牛込，字茶木，字民明，字山王の一部

- 4 事務所の所在地 東茨城郡大洗町磯浜町6881番地275
大洗町役場 都市計画課内

- 5 設立認可の年月日
昭和52年3月24日

- 6 変更の主な内容
画地確定測量に伴う地積数量の変更，資金計画の変更，一部排水路の位置の変更

- 7 変更認可の年月日
昭和57年10月14日

茨城県告示第1393号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により研究学園都市計画道路を変更したので，同法第20条第1項の規定により，当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和57年10月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画の変更に係る土地の区域

3.4.10号 西大橋・山中線

谷田部町大字西大橋字岡向，字大久保，字南台

〃 大字西岡字ハヤツ，字外記山

〃 大字山中字西原，字長山

3.4.11号 上沢・作谷線

筑波町上沢

〃 大字水守字水守，字中山窪，字新田前，字新田脇

〃 大字作谷字和台原

大穂町大字前野字上原

3.4.12号 水守・作谷線

筑波町大字水守字南原，字大伏間，字和台

〃 大字作谷字十九耕地

大穂町大字長高野字西ノ谷，字原地，字北原

3.3.13号 松代・河原崎線

谷田部町松代一丁目

〃 大字西大橋字大久保，字大淵，字中山，字大境，字三多田，字下り松，字中内台

〃 大字西岡字西原，字大久保，字寺前，字下り松，字仲町

〃 大字面野井字池作，字西ノ台，字北ノ前，字ハサマ，字登戸，字広畑，字丸山，字

観音堀

- 〃 大字島名字大塚, 字高田前, 字北原, 字木崎
- 〃 大字鬼ヶ窪字鬼ヶ窪, 字西田線, 字南小割, 字下山, 字鳥ハミ, 字北小割, 字若宮
- 〃 大字上河原崎元中北字東大境, 字東山
- 〃 大字上河原崎字東原, 字上河原崎
- 〃 大字上河原崎下河原崎入会地字前原

2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

茨城県告示第1394号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

昭和57年10月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 施 行 者 の 名 称 勝田市

2 都市計画事業の種類及び名称
(勝田市公共下水道)

水戸・勝田都市計画下水道事業 勝田市南部公共下水道

3 事業施行期間 昭和46年1月12日から昭和61年3月31日まで

4 事 業 地

(イ) 収用の部分 勝田市大字三反田字上瀬の一部

(ロ) 使用の部分

勝田市本町, 中央町, 表町, 泉町, 春日町, 青葉町, 石川町, 元町, 共栄町, 神明町, 大成町, 東大島1丁目, 同2丁目, 同3丁目, 同4丁目, 長堀町1丁目, 同2丁目, 同3丁目, 小砂町1丁目, 笹野町1丁目の全部

大字東石川字堂端, 新堀, 新地, 雷, 内後, 埜坪, 三反町, 浜道, 調内, 十文字, 西畑, 南, 南向, 西久保, 内後中, 宮下, 宮内, ひさ山の一部

大字勝倉字大平, 石井戸, 地藏根後, 砂窪, 福平, 鴨氏原, 上台, 勝負の間の一部

大字武田字宮下新匂, 六反町, 下久保, 向山の一部

大字中根字笹野, 小砂の一部

大平2丁目, 同4丁目の一部

中原町の一部

茨城県告示第1395号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

昭和57年10月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 守谷町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
取手都市計画下水道事業 守谷町公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和50年3月10日から昭和64年3月31日まで
(60)
- 4 事業地

(1) 取用の部分

昭和54年茨城県告示第1558号の事業地に次の事業地を追加する。

守谷町大字守谷字糺谷地内

(2) 使用の部分

昭和54年茨城県告示第1558号の事業地に次の事業地を追加する。

守谷町大字大木字道祖神，字遠鹿台，字金糞及び字神田ヶ塚

大字立沢字中畑，字山王脇，字山王前，字鹿島前，字本田，字堂ノ前，字本郷，字宮脇，字向地，字笹久保，字大久保及び字野目里塚

大字守谷字黒内，字大月，字溜，字並木，字岩，字向溜及び清水

大字板戸井字中之台並びに大字大柏字下ヶ戸地内

茨城県告示第1396号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、昭和57年10月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和57年10月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路線名 県道藤代板戸井岩井線
- 2 供用開始の区間
取手市大字戸頭字神明282番5から
" " " 284番14まで
- 3 供用開始の期日 昭和57年10月14日

茨城県告示第1397号

勝田市大字馬渡に事務所を置く馬渡土地改良区から、次のとおり役員が就任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があつたので、同法第18条第17項の規定により公示する。

昭和57年10月14日

茨城県水戸土地改良事務所長 矢 萩 啓 三

就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
勝田市大字馬渡1270	理 事	高 安 常 義	
" " 3399	"	飛 田 久	
" " 3697	"	川 又 隆 三	
" " 3678の1	"	石 田 彦 八	
" " 3504	"	石 田 弘 美	
" " 3229の1	"	照 沼 甚 一	
" " 999	"	黒 沢 秀 雄	
" " 2151の4	"	児 玉 孫 一	
" " 3614	"	黒 沢 栄 二	
" " 3779	"	川 又 信 一	
" " 642の2	"	深 谷 敏 正	
" " 3456の1	"	小 池 国 基	
" " 704	"	川 崎 哲 男	
" " 3345	"	飛 田 幸 雄	
" " 3546の1	"	飛 田 俊 一	
" " 3647	"	黒 沢 勇	
那珂湊市阿字ヶ浦町864	"	大 内 美喜男	
勝田市大字馬渡1878	監 事	石 田 博	
" " 1247	"	黒 沢 伝	

公 告

●県営土地改良事業計画

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営那珂中部地区土地改良事業につき計画を定めたので関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和57年10月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

県営那珂中部地区土地改良事業計画書写し

- 2 縦覧の期間 昭和57年10月14日から昭和57年11月2日まで
- 3 縦覧の場所 水戸市役所, 勝田市役所, 那珂町役場, 瓜連町役場

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき, 県営小栗南部地区土地改良事業につき計画を定めたので, 関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和57年10月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
県営小栗南部地区土地改良事業計画書写し
- 2 縦覧の期間 昭和57年10月14日から昭和57年11月2日まで
- 3 縦覧の場所 協和町役場

●県営土地改良事業計画の変更

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定に基づき, 県営鹿島湖岸北部地区土地改良事業の計画を変更した。

なお, 関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和57年10月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
県営鹿島湖岸北部地区土地改良事業変更計画書写し
- 2 縦覧の期間 昭和57年10月14日から昭和57年11月2日まで
- 3 縦覧の場所 鹿島町役場

●都市計画の図書の縦覧

北茨城都市計画道路の変更に伴い北茨城市から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので, 都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により, 当該図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和57年10月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 都市計画の変更に係る土地の区域
 - 8.6.1号 川田, 宮ノ前線を変更する土地の区域
磯原町磯原字川田, 猪掛, 中古川の一部
 - 3.5.18号 上川田, 鍛冶屋線を定める土地の区域
磯原町磯原字鍛冶屋, 猪掛, 川田, 烏頭, 上川田の各一部
- 2 縦覧場所 茨城県土木部都市計画課

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の地域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和57年10月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
北相馬郡藤代町毛有字新畑523, 524の1, 525の1, 526の1, 527の1
- 2 事業主の住所及び氏名
千葉県松戸市小金原1—29—18
鶴 田 朋 輔

-
- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
勝田市高場字鹿原1478, 1479
 - 2 事業主の住所及び氏名
水戸市大工町1丁目2—41
水戸信用金庫 理事長 田 沢 重 男

●建築許可に関する聴聞

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第9項の規定に基づき次のとおり聴聞を行います。

昭和57年10月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 聴 聞 期 日 昭和57年10月18日 午前11時
- 2 聴 聞 場 所 新治郡桜村天王台1—1—1
- 3 聴 聞 事 項 住居地域内において次の建築物の許可に関すること。
危険物貯蔵庫の増築
- 4 申請者住所氏名 新治郡桜村天王台1—1—1
筑波大学校 福 田 信 之
- 5 建築物構造規模 鉄筋コンクリート造平家建 増築
申請延面積173.24㎡ 既存564,909.79㎡
- 6 敷 地 面 積 2,254,546㎡
- 7 建築物の位置 新治郡桜村天王台1—1—1

-
- 1 聴 聞 期 日 昭和57年10月20日 午前10時30分
 - 2 聴 聞 場 所 那珂湊市阿字ヶ浦町字前山195—14, 19
 - 3 聴 聞 事 項 第2種住居専用地域内において次の建築物の許可に関すること。
旅館への用途変更及び増築について

- 4 申請者住所氏名 那珂湊市阿字ヶ浦町195—14
岡 部 清 次
- 5 建築物構造規模 木造2階建 増築 用途変更
申請延面積311.98㎡ 既存73.97㎡
- 6 敷地面積 623.1㎡
- 7 建築物の位置 那珂湊市阿字ヶ浦町字前山195—14, 19

◎道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和57年10月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
竜土木指令 第698号	57. 9. 30	株式会社大博 代表取締役 近多 良悟	東京都品川区東 五反田5丁目2 —2	稲敷郡茎崎村牧園 5—3	メートル 4.00	メートル 29.50
" 第699号	57.10. 5	小泉よし江	取手市小文間 5476—3	" 牛久町猪子字前 山久保995の100, 同の 118, 同の120, 同の158, 同の159, 同の160, 同 の162, 同の163	4.00	32.30
潮土木指令 第379号	57. 9. 28	齊丸 きよ	鹿島郡鹿島町 宮中2467	鹿島郡大野村大字大小 志崎字砂小山657の1	4.00	56.20
" 第381号	57. 9. 29	佐々木商事 (株) (代)佐々木薫	東京都江戸川区 船堀4丁目8— 23	行方郡潮来町日の出1 丁目14—27	4.41	34.50
浦土木指令 第833号	57. 8. 18	櫻村 資郎	石岡市若宮4丁 目5—10	石岡市総社1丁目181— 17, 19, 20, 183—9	4.645	30.47
" 第850号	57. 8. 23	(株)クラモチ 代表取締役 倉持庄次郎	結城郡石下町新 石下1193—73	新治郡桜村梅園2丁目 2—16, 17, 28, 29, 30	4.00	34.62
" 第875号	57. 9. 6	真藤 豊	新治郡千代田村 下稲吉1675—2	" 千代田村大字下 稲吉字西山2673—94, 97	6.00	32.99
" 第876号	"	永和建设(株) 代表取締役 小西 功	土浦市川口1丁 目8—11	" " " 字逆西2094—18	4.00	31.20
境土木指令 第440号	57.10. 4	(株)三友ホーム サービス (代)小山省三	埼玉県東松山市 下唐子字塚原 1155—8	猿島郡三和町大字東山 田字馬船5310—43, 44	4.00	104.80

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 1, 200 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人
発行所

茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所